

財政状況

「広野町財政状況の作成および公表に関する条例」に基づき、平成29年度上半期の財政状況をお知らせします。

一般会計

平成29年度上半期（4月1日から9月30日まで）の財政状況についてお知らせします。
 平成29年度の当初予算額は、8,793,574千円でありましたが、その後4回の補正があり、9月末現在の予算額は、9,712,789千円となっております。
 各補正予算（歳出）の主な内容は次のとおりです。

補正第1号	補正第2号	補正第3号	補正第4号
・広野町救急患者受入支援事業等補助金 17,400千円	・ふくしま森林再生事業委託 198,700千円 ・ため池放射性物質対策事業委託 124,000千円 ・老人福祉センター改修事業 17,626千円	・税過誤納還付金 15,000千円	・財政調整基金積立金 241,098千円 ・双葉地方広域市町村圏組合消防費負担金 85,416千円 ・広野町復興基盤G I S整備事業委託 44,287千円 ・国県等精算還付金 19,635千円 ・農道維持管理事業 17,600千円 ・道路維持補修費 17,300千円

一般会計の歳入・歳出予算額および執行状況

歳入 (単位：千円、%)

区分	当初予算	補正予算	累計	収入済額	予算額に対する割合
町 税	2,527,221	0	2,527,221	1,595,600	63.1
地方譲与税等交付金	723,848	53,400	777,248	384,351	49.5
使用料および手数料	57,870	0	57,870	33,354	57.6
国庫支出金	1,309,979	106,012	1,415,991	65,844	4.7
県支出金	2,550,972	198,524	2,749,496	24,208	0.9
財産収入	17,827	0	17,827	25,195	141.3
繰入金	1,171,035	7,599	1,178,634	634,639	53.8
繰越金	50,000	553,380	603,380	797,356	132.1
諸収入	148,024	300	148,324	11,825	8.0
町債	200,000	0	200,000	0	0.0
その他	36,798	0	36,798	11,121	30.2
歳入合計	8,793,574	919,215	9,712,789	3,583,493	36.9

歳出 (単位：千円、%)

区分	当初予算	補正予算	累計	支出済額	予算額に対する割合
議会費	68,795	2,618	71,413	37,282	52.2
総務費	1,763,271	419,383	2,182,654	412,603	18.9
民生費	1,664,103	51,095	1,715,198	266,681	15.5
衛生費	1,867,320	128,386	1,995,706	186,302	9.3
労働費	53,800	0	53,800	16,449	30.6
農林水産業費	405,608	232,056	637,664	147,195	23.1
商工費	212,807	9,847	222,654	77,685	34.9
土木費	1,804,387	△ 15,089	1,789,298	502,647	28.1
消防費	220,625	90,308	310,933	86,278	27.7
教育費	501,778	611	502,389	204,392	40.7
災害復旧費	2,601	0	2,601	1,644	63.2
公債費	208,478	0	208,478	82,749	39.7
諸支出金	1	0	1	0	0.0
予備費	20,000	0	20,000	0	0.0
歳出合計	8,793,574	919,215	9,712,789	2,021,907	20.8

平成28年度決算に基づく健全化判断比率 および資金不足比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき平成28年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の状況をお知らせします。

【健全化判断比率】 (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	5.7	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

備考 実質赤字額および連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載しています。

【資金不足比率】 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足率 (%)	備考
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
土地開発事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考 1 資金不足比率は、資金の不足額がない場合は「—」と記載しています。
 2 備考欄は、事業の規模の算定方法を記載します。
 ※令 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）

用語説明……

■実質赤字比率
 一般会計の実質赤字額の標準財政規模（標準的な経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。
 ■連結実質赤字額
 町の全部の会計の黒字額と赤字額を通算した後の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
 ■実質公債費比率
 一般会計における地方債の元利償還金と特別会計および一部事務組合等の起こした地方債の元利償還金（準元利償還金という。）のうち一般会計で負担する額の合計額の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3年間（平成26、27、28年度）の平均の数値です。
 ※標準財政規模から元利償還金等に係る標準財政需要額算入額を控除した額です。
 ■将来負担比率
 一般会計における地方債の残高や特別会計および一部事務組合等の起こした地方債の残高、退職手当支給見込額（特別職を含む。）、損失補償をしている第三セクター等の負担すべき債務の見込額、連結実質赤字額、一部事務組合や土地開発公社等の赤字額などの一般会計が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

■資金不足比率
 一般会計における実質赤字額に相当する公営企業会計の資金不足額の公営企業の事業規模に対する比率です。
 ■早期健全化基準
 地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。
 ■財政再生基準
 地方公共団体が、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。将来負担比率を除く健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で総務大臣に報告し、その同意を受けなければなりません。
 ■経営健全化基準
 地方公共団体が、自主的かつ計画的にその公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められた数値です。公営企業の資金不足比率が20%を上回った場合は、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。

【健全化判断比率などの摘要範囲】

